

岩手県医療局管理規程第1号

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年1月29日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程

医療局医師奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 条例第4条の規定により局長の定める奨学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1号に規定する大学の医学部の学生のうち国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する国立大学法人が設置する大学<u>又は</u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する公立大学法人が設置する大学に在学する者 200,000円</p> <p>(2) 条例第2条第1号に規定する大学の医学部の学生のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人が設置する大学に在学する者 300,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 条例第4条の規定により局長の定める奨学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1号に規定する大学の医学部の学生のうち国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する国立大学法人が設置する大学<u>若しくは</u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する公立大学法人が設置する大学に在学する者<u>又は東北医科薬科大学医学部に在学する者であって局長が別に定める要件を満たすもの</u> 200,000円</p> <p>(2) 条例第2条第1号に規定する大学の医学部の学生のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人が設置する大学に在学する者 <u>（前号に掲げる者を除く。）</u> 300,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。